

別表

区 分	補 助 対 象	補 助 単 価	補 助 率 等
外構施設木材利用 促進事業	<p>県内に存在する住宅等の外構施設で、次のすべての条件を満たすもの。</p> <p>ア 県産材を利用する面積・材積とそれぞれの補助単価をもとに積算した金額の合計で、1件当たり100,000円を超える設置工事であること。</p> <p>イ 県内に本店を置く建築業者が施工する設置工事であること。</p> <p>ウ 設置工事のうち木工事に係る経費が、補助金算定額を上回ること</p> <p>エ 国又は県内自治体を実施するその他助成事業と補助対象者が重複しないこと</p>	<p>県産材を利用した床・壁等の仕上げ面積、または、構造材等の使用材積を基準に、次の補助単価を適用する。</p> <p>ア 床材 10,000円/m²</p> <p>イ フェンス材 5,000円/m²</p> <p>ウ 構造材等 50,000円/m³</p>	<p>住宅等の外構施設の設置工事1件当たり100,000円を補助金の下限とし、140,000円を補助金の上限とする。</p> <p>なお、補助金の算定は、様式第1号及び様式第5号に基づき行い、千円未満の金額は切捨てとする。</p>